

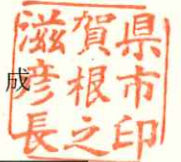
公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市市民環境部保険年金課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 14 日

彦根市長 田 島 一



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
中尾 榮次	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
工藤 文夫	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
角田 芳勝	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
岩本 英機	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
菅井 二千六百年	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
西澤 君枝	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書
塚本 賢	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額納入決定(変更)通知書